

第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年1月17日（月）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之・16 中谷 秀也
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
24 前田 孝幸

以上9名

欠 席 委 員 7 森 哲也

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：瀬田担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 14 宮本 政春・16 中谷 秀也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第6号 非農地証明願いについて
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第1回第2農地部会を開会いたします。
 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
 本日の欠席は、7番 森 哲也委員の1名で出席委員数は9名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 14番 宮本 政春委員、16番 中谷 秀也委員にお願いしたいと思っておりますので
 よろしくお願いいたします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりで
 ございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから8ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から62で、件数は62件、合計面積は田で158,422㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約した
 ものであります。
- 9ページから12ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から7で、件数は7件、合計面積は43,149㎡で、その内訳は田が32,185㎡、畑が10,964㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があります
 ので、届出人に対して指導しております。
- 13ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ございま
 す。
 番号1、進入路用地、排水路用地でございます。
 以上、件数は1件、合計面積は田で154,59㎡でございます。
- 14ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移
 転）、でございます。
 番号1、進入路用地でございます。
 以上、件数は1件、合計面積は田で7,12㎡でございます。
- 報告案件は以上です。
- 議 長 それでは、議案事項に入ります。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題

といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の15ページをお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 6,751㎡、渡人 _____、面積 2,111㎡、申請地 久居明神町西八丁山 _____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 701㎡ 外1筆、合計面積 2,111㎡。
これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 川合、受人 _____、面積 1,375,043㎡、渡人 _____、面積 1,207㎡、申請地 一志町庄村上新田畑 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 343㎡ 外3筆、合計面積 1,207㎡。
これにつきましては、受人は、高齢化により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は2件、合計面積は3,318㎡で、その内訳は、田が666㎡、畑が541㎡、その他が2,111㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。1月7日に現地を見て参りました。農業委員の諸戸さん、中野さん、森さん、地元推進委員、久居事務局と見て参りました。場所は _____ の南50メートルぐらいのところ。事務局の説明通り何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

前田委員 24番、前田です。1月7日に、会長、宮本委員、地元推進委員と事務局で現地を確認して参りました。事務局の説明通り、営農の拡大ということで何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 榊原、申請者 _____、申請地 榊原町霜田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 456㎡。

これにつきましては、申請地を倉庫用地、作業場用地、駐車場用地とするものです。

申請者は、土木建設業を営む法人の役員であり、平成4年頃から、法人の事業用に転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 丹生俣、申請者 _____、申請地 美杉町丹生俣庄司_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 284㎡ 外10筆、合計面積 5,420㎡。

これにつきましては、申請地をパークゴルフ場用地、キャンプ場用地とするものです。

令和3年3月に転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は5,876㎡で、その内訳は田が4,086㎡、畑が1,790㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

事務局	久居事務局です。1月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。場所は_____から北西へ20メートルほど行ったところ。申請人が役員を務める法人の倉庫用地、駐車場用地ですが、現状は、平成4年頃すでに建築された倉庫がありました。始末書が提出されておまして、問題ないと森委員から聞いております。
議長	ありがとうございました。2番、お願いします。
結城委員	18番、結城です。7日に会長、部会長、事務局、地元推進委員と現場を確認いたしました。軽スポーツ場にするということです。2、3ヵ月ほど前に3条の所有権移転で出ていました。一般の人から転用しているという話が出て、美杉の事務局と2回ほど見に行って、4条申請をするよう注意した案件です。転用手続きは、これで問題はないと思います。よろしくをお願いします。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思いません。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	17ページから18ページをお願いします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町東池原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積274㎡ 外1筆、合計面積 961㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、433.23㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.1%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町南川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,295㎡ 外3筆、合計面

積 2, 576㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を砂利置場用地とするものです。

農地区分は、第1種農地で、既存施設の拡張にあたり、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 森町下新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 498㎡ 外1筆、合計面積 1,195㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、448.70㎡、境界から1mの離隔を確保することから、パネルの設置率は、転用面積の37.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 榊原、受人 _____、渡人 _____、申請地 榊原町横造 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,566㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

受人は、土木建設業を営む法人の役員であり、受人名義で取得し、法人の事業用地として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町佐田大垣内 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 142㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地、駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町八対野東 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 95㎡ 外1筆、合計面積 818㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、412.60㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含め、転用面積の40.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町八対野東 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,825㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、804.56㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知田し路_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 535㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、270.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知田し路_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 380㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.85㎡、パネルの設置率は、転用面積の73.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 太郎生、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町太郎生まとは_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,566㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、444.76㎡、自然公園法の規定により、境界から5m以上の離隔を確保するため、パネルの設置率は、転用面積の28.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川岡_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 509㎡ 外1筆、合計面積 1,195㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、341.88㎡、不整形地であり、隣地境界からの離隔を確保するため、パネルの設置率は、転用面積の28.6%になります。

申請地の現況地目が雑種地であるのは、申請地は津市最終処分場整備事業関係のバイパス道路敷地提供残地で、同事業の仮設ヤード等に利用した際に盛土したことによるものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件、合計面積は12,759㎡で、その内訳は田が6,329㎡、畑が6,430㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、2番、お願いします。
- 田口委員 6番、田口です。7日に現地を見て参りました。1番は_____の東約20メートルぐらいのところ。農業委員の諸戸さん、中野さん、森さん、私。地元推進委員と見て参りました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。2番は、_____から南東へ1キロメートルぐらいのところ。これも農業委員の諸戸さん、中野さん、森さん、私。地元推進委員で確認しました。事務局説明通りでございます。何の問題もございませんので、よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。次、3番、4番、お願いします。
- 事務局 1月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。場所は_____から北西へ300メートルほど行ったところ。譲受人は太陽光発電事業用地として使用するというので、草刈りも年2回するというので、特に問題ないと森委員から聞いております。4番も、7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。場所は_____から北東へ約700メートルほど行ったところ。譲受人が役員を勤める_____の資材置場用地にすることで、地元の地権者にも説明は済んでおり、特に問題ないと森委員から聞いております。
- 議 長 ありがとうございます。5番お願いします。
- 中谷委員 16番、中谷です。7日に西森、中谷両委員と、地元推進委員、白山総合支所の事務局職員と確認して参りました。場所は_____の裏、北西約200メートルほどのところ。隣接する畑を、駐車場、農機具用地ということで、何も問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。6番、7番、お願いします。
- 西森委員 17番、西森です。7番から説明させていただきます。場所は6番もほぼ同じなのですが、7日に中谷、西森両委員、地元推進委員、事務局とで現地を見て参りました。場所は、_____の信号から川口方面へ300メートルほど行ったところで、_____のところですが、6番がその下という形です。7番は以前に申請が上がっていたのですが、色々ありまして工事が中止になりました。今度また同じように申請が出てきた。地元の話も色々あるんですが、書類の上では何ら問題ないということで判断をさせていただきました。6番の場所は、7番の南側になります。その場所も隣が宅地だったのですが、その家を壊して太陽光にするという形です。こちらは何の問題もないということです。よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。次、8番から11番、お願いします。
- 結城委員 18番、結城です。8番から11番まで説明をします。8番については、地元推

進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人が太陽光発電施設用地を取得したいということです。詳細は省略します。9番も同じところ。10番は、地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。11番は、地元推進委員と事務局とで現地を確認しました。いずれも太陽光発電施設を設置したいということです。よろしくお願ひします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思ひます。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居井戸山町大口 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 5,293㎡の内800㎡。

これにつきましては、土木建設業を営む法人の代表である借人は、貸人との間に半年間の賃貸借権を設定し、申請地を資材置場用地として、一時転用するものです。農地区分は、第1種農地で、不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で800㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺ひしたいと思ひます。

田口委員 6番、田口です。1月7日に見て参りました。諸戸さん、中野さん、森さん、私、地元推進委員と現地を見て参りました。以前にも出ていましたが、業者が変わりましたので改めての申請です。_____の改修工事で、この場所が近いということで、

工事事務所と資材置場に使うもの。何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 20ページをお願いします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）で
ございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町北
狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積932㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請
地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で932㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要
件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺ひしたいと思います。
1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。1月7日に見て参りました。諸戸さん、中野さん、森さん、私、
地元推進委員と事務局とで現地を見て参りました。場所はちょうど_____の隣で
す。何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思います。
いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第6号 非農地証明願いについて、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願いについて、でございます。

番号1、地区 栗葉、願出者 _____、申請地 久居一色町新畑_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 130㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地に平成4年頃、倉庫を建設し、隣地の自宅と一体的に宅地として利用し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 川合、願出者 _____、申請地 一志町片野内山_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 307㎡ 外1筆、合計面積628㎡。

これにつきましては、家屋登記事項証明書により、申請地に昭和46年頃から、物置と居宅を新築および増築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で758㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

若松主査 1月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。場所は_____から南へ300メートルほど行ったところで、申請人が居住する住宅を平成4年頃に建設し、現在も引き続き使用しているというもので、特に問題はないと森委員から聞いております。

議長 ありがとうございます。次、2番お願いします。

前田委員 24番、前田です。1月7日に、会長、宮本委員、地元推進委員と事務局で現地を確認して参りました。事務局の説明通りですので、よろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思ひます。
次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で613,441㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,622㎡、契約件数は167件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で19,408㎡、畑の賃貸借で335㎡、契約件数は5件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6,170㎡、畑の使用貸借で319㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で8,314㎡、畑の使用貸借で5,303㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて647,333㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて12,579㎡、合計契約件数は177件、合計面積は659,912㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。
地区別の認定農業者への集積は久居地区74件、一志地区3件、白山地区2件で、合計79件、合計面積は297,813㎡でございます。
また、認定農業者への集積率は、件数で44.7%、面積で45.2%となって

おります。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。
人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについては、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は12番の外、計75件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第1回第2農地部会を閉会します。

午後2時38分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

令和4年1月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____